騒音・振動規制法及び悪臭防止法に関する規制地域等の新旧対照表

現行	見直し後
旧八代市 - 一部指定(図1のとおり)	旧八代市、旧鏡町、旧千丁町、
旧鏡町 - 一部指定(鏡都市計画用途地域の	旧坂本村、旧東陽村、旧泉村 」 三塚
エリア)	
旧千丁町、旧坂本村、旧東陽村 - 全域	
旧泉村 - 五家荘を除く全域	
基準:	基準:
1号規制(敷地境界線における濃度規制)	1号規制(敷地境界線における濃度規制)
2号規制(気体排出口における排出量規制)	2号規制(気体排出口における排出量規制)
	3号規制(排出水中における濃度規制)

図1 悪臭規制地域(旧八代市)

